

Ⅱ 徳之島町障がい者計画

第1 安心して生活できる支援体制づくり

1 保健・医療

【基本的考え方】

疾病や障がいの早期発見から、早期療育や保健・福祉施策への展開にあたっては、きめ細かな相談指導や支援体制の整備が必要です。

障がいの疾病による発生予防、早期発見、早期治療、根本的治療のための各種対策の一層の充実を図ります。

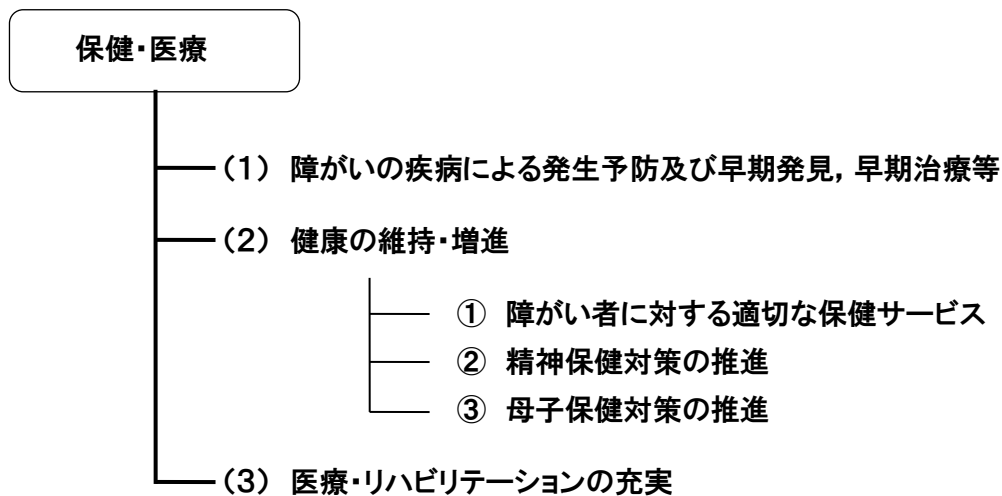
また、障がいを軽減し、自立を促進するためには、リハビリテーション*が重要な役割を果たしており、障がいの軽減及び障がいの重度化・重複化、二次障がいなどを防止するため、医療機関などと連携して、より一層の推進を図ります。

近年では精神疾患に関する相談件数が増加しているため、保健・医療・福祉の連携を一層強めていくことも重要です。

医師、保健師、看護師等の相談体制を充実させるとともに、障がいを受けた初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種サービスの紹介、精神的な支援等を行う相談指導体制の充実を図ります。

また、町民総ぐるみによる健康づくりをはじめとして、ライフステージに応じた保健対策の充実を図り、障がいを未然に防げるよう努力します。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)障がいの疾病による発生予防及び早期発見, 早期治療等

- ◆疾病の早期発見, 早期治療等, 健康診査後のフォロー体制を充実させ, 町民の健康保持増進, 障がいの原因となる疾病等の予防活動の確立を図ります。
- ◆保健所及び医療機関との連携を図りながら, 母子健康診査, 成人期健康診査等の充実による早期発見体制及びハイリスク者に対する指導体制の整備を推進します。
- ◆発達障がいや高次脳機能障がいについての相談体制の整備のため, 町の福祉・保健・教育が一体となった支援体制の構築に努めます。
- ◆医療機関や県との連携を深め, 精神保健相談等により, 精神疾患等の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。
- ◆身近な地域で専門的な相談や診察により, 重症化の防止を図るため, 行政と専門的な機能を持つ医療機関, 福祉施設等との連携をさらに進めます。

(2)健康の維持・増進

①障がい者に対する適切な保健サービス

- ◆健康教育, 健康相談, 健康診査, 機能訓練, 介護予防事業等のサービスを一層推進するとともに, 町民全体の健康づくり運動を展開し, 生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防に努めます。
- ◆個別のこころの健康相談の実施, ストレス対処法に関する知識の普及を図ります。

②精神保健対策の推進

- ◆精神障がい者に適切な受療の機会を提供し, 継続的に支援するため, 関係機関等の連携を図り, 精神障がい者が社会参加しやすい施設設備や環境整備に努めます。
- ◆精神障がい回復者の段階的社会参加を支援するために, 社会復帰訓練のあり方等を研究・検討します。
- ◆精神保健知識の普及や啓発に努めるとともに, 精神障がい者家族会等による啓発活動を支援していきます。

③母子保健対策の推進

- ◆疾病や障がいの早期発見, 早期療育を目的に乳幼児健診等を推進するとともに, 発育面での心配や不安に対応した相談支援の充実を図ります。
- ◆妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及のため, 妊婦講座・プレママ教室(初妊婦の栄養面の調理実習)等の健康教育を実施します。
- ◆子どもをすこやかに産み育てる環境づくりのため, 母子保健等の保健対策を強化し, 家庭訪問や相談体制の充実を図ります。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

- ◆障がいのある人が地域の中で必要な医療が受けられるように、医療機関の協力を得ながら保健、福祉との連携を強化した地域の医療体制づくりを進めます。
- ◆適切な医療、医療的リハビリテーションの提供を支援するとともに、在宅介護サービス体制の充実に努めます。
- ◆重度障がいや精神障がいなど、障がいの状況に応じた適切な医療の確保に努めます。
- ◆関係機関との連携を図りつつ、緊急時の医療体制の充実に努めます。
- ◆障がいのある人に対する障がいの負担軽減を図るため、自立支援医療（更生医療・精神通院医療・育成医療）の充実に努めます。

2 生活支援サービス(福祉サービス)

【基本的考え方】

障がい者が住み慣れた地域で生活し続けるためには、一人ひとりのニーズに合ったサービスを利用しながら、自立した生活ができる環境づくりが求められています。

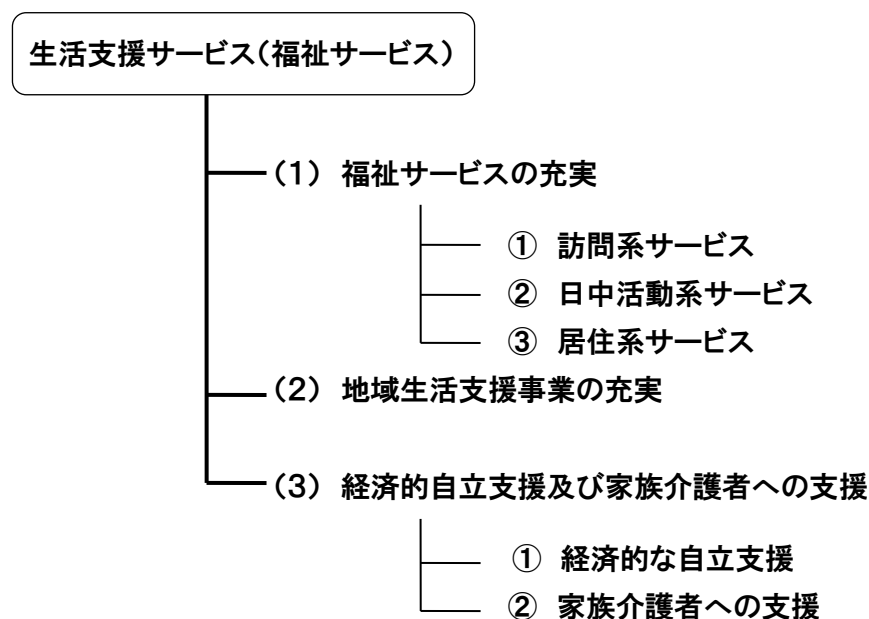
本町は、これまで障害者総合支援法で定める障害福祉サービスの提供体制の充実に努めてきました。

障害者総合支援法では、障がいのある人が自己選択・自己決定のもと福祉サービスや相談支援等を利用し、安心して地域で暮らすための方策が求められていることから、地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの状況に応じた生活支援サービスを適切に確保していくため、障害福祉サービス事業所ならびに事業所に従事する職員の資質向上に努めます。

また、障がいのある人が、豊かな生活を営むことができるよう、障がい者団体や民間団体の活動を支援し、日中活動の場の充実に努めるとともに、各施設への移動に関する支援の充実も必要です。

さらには、障がいのある人の住まいの確保、暮らしやすい住まいの普及など、住宅に関する施策の充実や、障がいのある人が共同で生活を営むグループホームなど、様々なニーズに対応していくことが求められており、同時に、障がいの重度化や高齢化により、適切なケアを受けられる居住の場を確保していくことも必要となってきます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)福祉サービスの充実

①訪問系サービス

- ◆障がい者の地域生活を支援するため、障害者総合支援法の訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，重度障害者包括支援，同行援護，行動援護）や，その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。24時間対応のサービスを検討します。

②日中活動系サービス

- ◆障害者総合支援法で定められた介護給付（生活介護，療養介護）や，通所支援施設による訓練等給付（自立訓練，就労移行支援，就労継続支援）、児童福祉法で定められた障害児通所支援の充実を図ります。
- ◆地域活動支援センター^{*}の設立を検討し，地域生活の充実を図っていきます。

③居住系サービス

- ◆障害者総合支援法で居住支援として位置づけられている共同生活援助（グループホーム）の開設を促進し，地域で自立した生活を安心して送れるように支援していきます。
- ◆自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場として，入所型の施設の確保に努めるとともに，施設から地域生活に移行する障がい者の支援に努めます。

(2)地域生活支援事業の充実

- ◆障害者総合支援法では，市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として，地域生活支援事業を位置付けていることから，地域で生活する障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため，サービス内容等の充実に努めます。
- ◆地域生活支援事業として，手話通訳者や要約筆記^{*}者など障がいのある人への情報伝達のための専門家の確保とボランティアの養成に努めます。
- ◆町の広報等を通じ，身体障害者相談員や知的障害者相談員等を紹介しながら周知を図り，障がいのある人の相談に対応できる体制づくりを進めます。

(3)経済的自立支援および家族介護者への支援

①経済的な自立支援

- ◆国民年金（障害基礎年金），特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当，重度心身障害者等医療費助成制度，心身障害者扶養共済制度等の年金・手当等の給付の促進を図るとともに，制度の周知・広報に努めます。

- ◆生活福祉資金貸付制度，その他の優遇制度（NHK受信料減免や交通機関運賃割引制度，税制上の優遇措置等）の利用促進及び制度の周知・広報に努めます。

②家族介護者への支援

- ◆障がい者を介護する家族等を支援するため，障害者総合支援法に基づく短期入所を充実し，身体的・精神的な負担軽減を支援します。
- ◆介護者の心身の負担の軽減を図るため，福祉サービスの利用促進を図るとともに，障がいのある人の相談窓口において，家族，支援者の相談に応じる体制の構築に努めます。

3 相談・情報提供

【基本的考え方】

障がい者が住み慣れた地域で豊かでゆとりある生活を送るためには、相談や情報提供等の体制を図り、必要とするサービスを的確に利用できるように支援することが求められています。

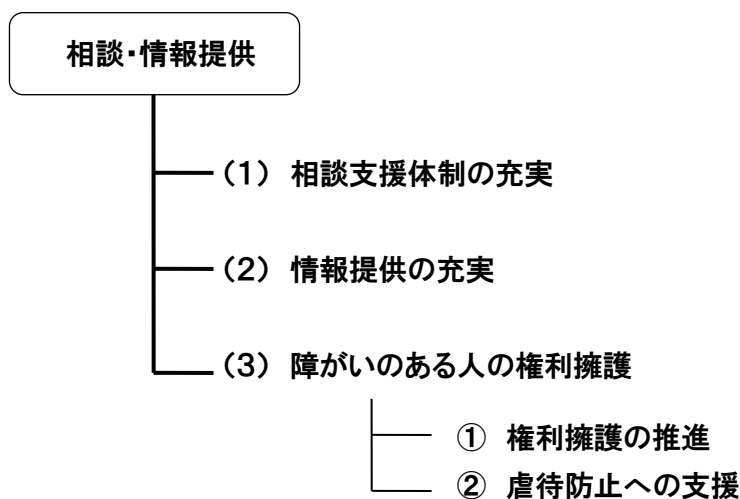
サービスを必要とする障がい者や家族が、保健・医療・福祉サービスについて、気軽に相談でき、迅速にサービスを受けられるよう、相談支援の充実を図ります。

また、徳之島地区地域自立支援協議会*を中心として様々な機関が連携し、利用者の多様なニーズに対応していくための地域の相談支援ネットワークづくりの強化に努めます。

制度やサービスの内容等の十分な周知が必要とされることから、障がい特性に対応した情報の提供を積極的に推進するとともに、情報機器の変化に対応したコミュニケーション手段の確保に努めます。

さらに、虐待等の人権侵害にあうことなく、地域で安心して生活していくために、成年後見人制度等を推進するとともに、障がいのある人自身やその家族等の高齢化が進むことから、権利擁護の機能強化を図ります。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)相談支援体制の充実

- ◆障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的相談窓口機能、保健・医療・福祉その他の各般にわたるサービスのコーディネート、専門的な機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。
- ◆徳之島地区地域自立支援協議会において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの各分野が協働し、生活支援ネットワークを充実させます。
- ◆相談に対して適切かつ的確に対応するため、県等の研修を積極的に活用し、職員の知識及び技術の向上に努めます。
- ◆身体障害者相談員及び知的障害者相談員の人材配置や活用に努めます。
- ◆保護者や支援者のニーズに応じた柔軟な対応ができるよう、療育に関する総合的な相談体制の充実をめざします。
- ◆子どもの発達に不安を持つ保護者の相談に応じるとともに、支援に携わる方へ助言を行っていきます。
- ◆障がい者の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスを利用できるよう相談支援体制を充実させ、地域移行及び地域定着を図ります。

(2)情報提供の充実

- ◆啓発広報にあたっては、障がい者福祉に関する特集を定期的に掲載するなど、町広報誌のより一層の活用を図ります。
- ◆ガイドブック作成、また広報及びホームページの活用により福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ◆制度を必要とする障がい者に情報が周知されるよう、サービスの紹介・相談等に努めます。また、視覚・聴覚障がいのある人に対する的確な情報提供に努めます。
- ◆点訳・朗読・手話等各種奉仕員の養成・派遣、手話通訳者の配置、点字広報等の発行、字幕入ビデオカセットライブラリーの貸出等のサービスを充実し、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する的確な情報提供に努めます。
- ◆聴覚障がい者、言語障がい者に対する生活不安の軽減を図るため、手話マーク等を地域の障がい者、住民等に周知するとともに、窓口業務への普及・活用に努めます。
- ◆情報化社会の進展に伴い、インターネットを利用する障がい者や福祉関係者も増えていることから、情報提供にインターネットの活用等も進めます。

(3)障がいのある人の権利擁護

①権利擁護の推進

- ◆障がい等により判断能力が低下した人に代わって、契約や財産の管理などを支援する成年後見人制度等について、その周知・啓発に努めます。

- ◆障がいのある人の消費者としての利益が守られるよう、情報提供の適切な方法、その他必要な施策について検討します。

②虐待防止への支援

- ◆障害者虐待防止法に基づき、「市町村障害者虐待防止センター」における相談支援体制の充実を図ります。
- ◆障がい者に対する虐待の禁止，虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置，養護者に対する指導を行い障がい者の権利擁護を行います。

第2 自立と社会参加の推進

1 雇用・就労

【基本的考え方】

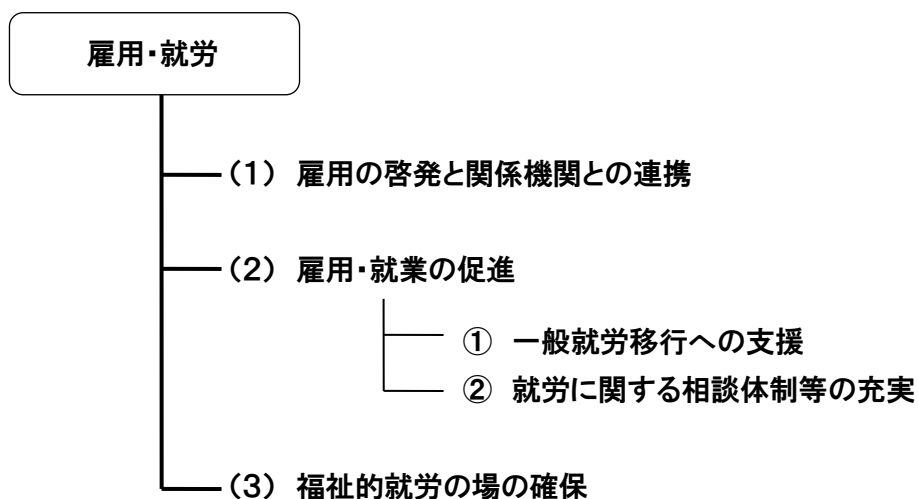
障がい者の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、誇りをもって地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が求められています。

障がいのある人の就労については、雇用の場が限られており、また障がいの理解に基づく適切な就労支援体制が十分ではないことなどにより、働きたいという意向と能力があっても就労に結びついていないのが現状です。

今後も引き続き、障がい者の雇用・就業対策については、重度障がい者に重点を置き、障がい者が可能な限り一般雇用につくことができるよう、障がい者の特性に応じたきめ細かな対策を総合的に講ずることを基本として、その雇用・就業の場の確保にむけて、積極的に施策を推進します。

障がい者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主等の理解と協力が不可欠であることから、障がい者の雇用促進についての一層の啓発広報に努めるとともに、各種雇用援護制度の活用や障がいの特性等に応じた職業相談、職業紹介体制の充実及び職業訓練等の充実に努めます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)雇用の啓発と関係機関との連携

- ◆障がいのある人の就業機会の確保を図るため、公共職業安定所や関係機関と協力しながら、事業主に対し、障がいのある人の雇用促進を図る啓発・広報活動を行います。

(2)雇用・就業の促進

①一般就労移行への支援

- ◆障がいのある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障がいのある人の就労促進に取り組みます。
- ◆就職を希望する障がいのある人に対し、公共職業安定所への取り次ぎを行います。
- ◆雇用機会の拡大のために、商工会、公共職業安定所等をはじめとする関係団体等への働きかけを行います。
- ◆ハローワークが実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談に積極的な協力と参加促進を図ります。◆職場での障がい者に対する理解促進に努め、障がいに配慮した適切な就労の場の確保に努めます。

②就労に関する相談体制等の充実

- ◆障がい者の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。
- ◆障がい者の特性に応じたきめ細やかな相談等を行うとともに、職業能力開発に必要な支援、援助を行い、障がい者の雇用の促進を図ります。

(3)福祉的就労の場の確保

- ◆障がい者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるように、福祉的就労の場である福祉施設での訓練（就労移行支援、就労継続支援）を推進します。
- ◆「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」に基づく本町の指針に基づき、福祉的就労の経営安定を支援します。

2 社会参加

【基本的考え方】

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション、文化活動など、障がいのある人もない人もともに、楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

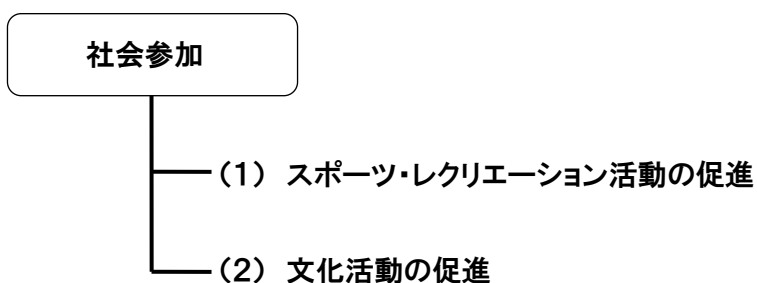
これまで、障がい者がスポーツ・レクリエーション、文化活動により、生きがい・交流・教養を高める事業等を行ってきました。

このような活動には、すべての人が参加できるような環境づくりが重要な条件といえ、特に重度の障がいや重複した障がいのある人にとっては、参加しやすい環境づくりが欠かせません。

また、スポーツやレクリエーション活動に際しては、一人ひとりの健康状態や体力、障がいの程度にあったプログラムや専門的な指導者の確保が必要となっています。

今後は、各団体による福祉体験や交流事業、生涯学習やスポーツ活動などの事業を充実させ、障がいの程度にかかわらず、障がいのある人もない人も、気軽に活動に参加できるような環境づくりの推進が必要です。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進

- ◆障がい者のスポーツの振興と障がい者に対する理解と認識を深めることなどを目的に開催される各種スポーツ大会への参加を支援します。
- ◆より多くの人に参加できるよう内容の充実を図るとともに、ボランティアやスタッフの育成を目的とした研修など、人材の育成・確保に努めます。
- ◆県のスポーツ大会や地区各障がい者スポーツ大会を通じ、障がい者の体力増強、交流、余暇活動等の普及を図ります。
- ◆レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

(2)文化活動の促進

- ◆優れた文化に触れ合う機会や障がいのある人も気軽に参加できるような身近な活動などの紹介を行うとともに、積極的な参加を呼び掛けます。
- ◆生涯学習の観点から、障がいのある人が利用しやすい各種講座や教室の充実を図ります。
- ◆障がいのある人や障がい者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。
- ◆障がい者の自主的なサークル活動を支援することにより、余暇活動の普及に努めます。
- ◆重度の視覚障がいのある人等の社会参加を促進するために、外出時の介助を行う移動支援事業を実施しています。

第3 人にやさしい地域社会づくり

1 教育・育成

【基本的考え方】

現在本町には、小学校・中学校に特別支援学級を設置するとともに、特別支援学校*等とも連携して、障がいの程度に応じた学習の援助を行っています。

障がいのある児童生徒の育成については、早期に心身障がいを発見し、早期に適正な治療・訓練を行って、児童が将来社会的に自立した生活を支援するため、児童相談所や関係機関において、障がい児に関する専門的な相談、検査、診断及び療育指導を実施しています。

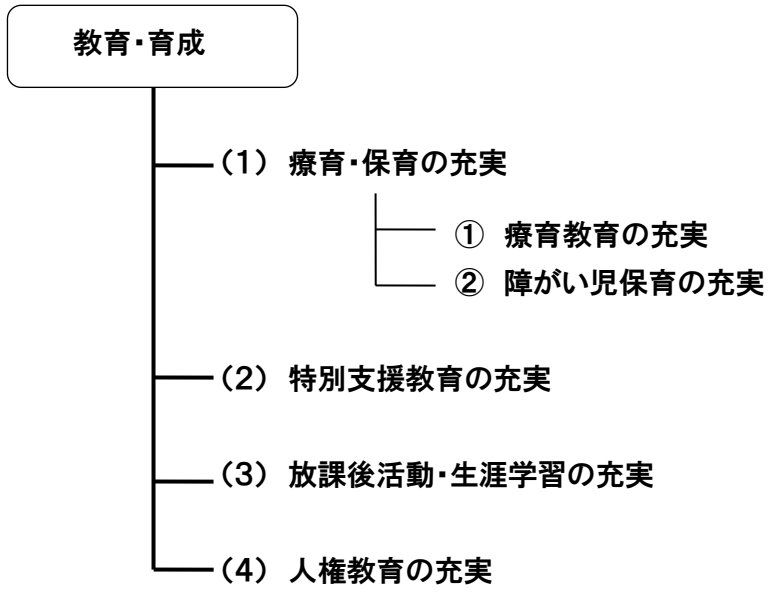
しかしながら、社会一般の障がい児教育に対する理解は十分得られていない状況です。

今後は、特別支援学級に適正な人材の配置と適正就学が行われるような施策を推進するとともに、学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症（HA）などの発達障がいについても、対応できる教職員の確保や指導方法等の充実を図る必要があります。

さらには、障がいのある児童生徒の成長の各段階において、一人ひとりの障がいの特性等に応じて最も適切な教育・育成の場を確保するという基本的な視野に立ち、そのために必要な諸条件の整備や、医療、保健、教育、福祉等各関係機関が十分連携して、教育・育成施策の効果的な実施を図れるよう努めます。

また、障がいのある人々は様々な物理的又は社会的な不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。障がい者への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいの発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあることから、障がい者の人権について正しい認識と理解を深めるための教育に取り組みます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)療育・保育の充実

①療育教育の充実

- ◆母子・保健事業を中心とした障がいの早期発見から、速やかに療育へ移行できる体制の整備に努め、障がいのある児童が、できるだけ早い段階で適切な対応が受けられるよう、医療・教育等関係機関との連携を深めて、療育体制の充実を図ります。
- ◆療育を必要とする児童が、適切な時期に個々の発達に応じたきめ細かな療育を受けられるように努めます。
- ◆島内には心身障害児入所施設がないため、障がいのある児童生徒のほとんどが、親元を離れて、施設での生活を送っています。気軽に会うことができない障がいのある児童生徒及び保護者の不安や悩みを理解し、心の通った柔軟な対応を行うよう、施設や保護者はもちろん、大島児童相談所等の関係機関との連携体制を整えていきます。

②障がい児保育の充実

- ◆障がいのある児童一人ひとりの状況に応じた就学を進めるため、本人、保護者の意向を最大限に尊重しながら適切な就学相談体制の整備に努めます。
- ◆保育園等の障がい児保育に関する研修などを通じて、保育園等における障がい児保育の充実を図ります。
- ◆保育園等において、一人ひとりの障がいの種類・程度に応じ、家庭や子育て支援センター等との連携を密にした障がい児保育を実施するとともに、幼稚園における早期保育に努めます。
- ◆障がいのある児童の受け入れを促進するとともに、個々の子どもの障がいに応じた保育がなされるように個別の相談・指導を充実させていきます。
- ◆保育士・幼稚園教諭対象の研修会の実施を図り、資質の向上を図ります。

(2)特別支援教育の充実

- ◆特別支援学級担当教員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、特別支援学級担当教員等を対象とする研修等の充実に努めます。
- ◆障がいのある児童生徒の社会経験を豊かにするとともに、これらの子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるため、障がい児が小・中学校の児童生徒や地域の人々と活動をともにし、ふれあう機会を積極的に設けるなど交流教育の充実に努めます。
- ◆障がいのある児童一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、学校・家庭・関係機関が連携し、相談の充実を図ります。
- ◆一人ひとりの教育的な課題を踏まえた個別の指導計画等の編成と指導方法の工夫に努

めます。

- ◆軽度発達障がい児を含めたすべての障がい児に対して、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育を行うため、特別支援教育への円滑な移行を図ります。
- ◆学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症（HA）などに対応した、指導・支援体制の充実に取り組み、教職員等の理解を深めるとともに、指導方法等に関する研修を充実させます。
- ◆障がいの有無にかかわらず、できる限り地域の学校で学べるように、教育施設のバリアフリー*化などの必要な支援・環境整備に取り組みます。

(3)放課後活動・生涯学習の充実

- ◆障がいのある児童生徒が健やかで生きがいのある生活を送られるよう、教育・文化環境の整備により、学習機会の充実（学級・講座等の開設）を図り、次代を担う人づくりとともに個性豊かな地域文化が育まれるよう生涯学習の充実に努めます。
- ◆放課後等デイサービス事業所の活用を促進し、利用しやすい体制を整えられるよう、関係機関の連携を図ります。
- ◆障がいのある児童が、放課後や長期休業中の活動の場として利用できるように、安全にかつ安心して活動できる子どもの場所を確保し、多様な体験活動の場や機会が提供できるように努めます。
- ◆障がいのある人が参加しやすいような講座を開設するなど、学習の場の確保に努めます。

(4)人権教育の充実

- ◆障がい者に対する偏見や差別意識を解消し、障がい者の自立と参加を可能とする社会の実現を目指して、人権尊重の教育に取り組みます。
- ◆各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間といった学校教育活動全体を通じて、障がい者に対する理解、社会的支援や介助・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進します。

2 啓発・広報

【基本的考え方】

障がいのある人々を含む全ての人々にとってノーマライゼーションの理念の下、住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、幅広く町民が、障がいの特性や当事者が抱える問題等についての理解を深め、それに基づく協力・支援が必要です。

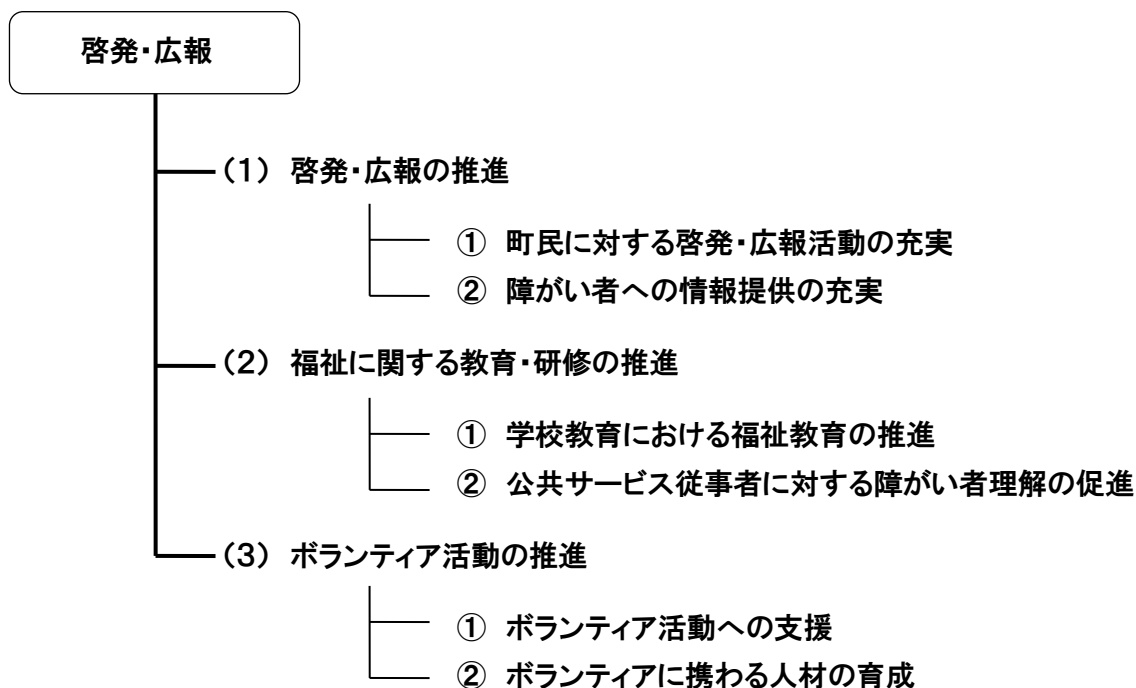
しかしながら、各種の障がいに対する理解は、依然として様々な障壁が存在し、障がいのある人の生活や活動が制約を受けている状況です。

本町においても、これまで、広報誌等の配付、啓発用パンフレット等の活用、リーフレットの作成等で啓発広報活動を推進していましたが、今後は、実態調査の結果を踏まえ、社会教育・学校教育における福祉教育の推進、企業等への障がい者について正しい理解と認識を普及させるための呼びかけ、広報誌の利用促進や障がい者の日等における啓発活動、ボランティア活動の推進等を行い、障がい者問題に対する理解を一層深めていく必要があります。

また、障がい者が地域で充実した生活を送るためには、保健・医療・福祉サービスなど公的なサービスの充実だけでなく、地域住民がお互いに支え合っていくことが求められています。

したがって、NPO^{*}法人やボランティア団体に情報提供を行うとともに、ボランティア活動の充実を図るため、活動団体の育成、支援、町民との協働方法を構築する等の条件整備に努めます。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)啓発・広報の推進

①町民に対する啓発・広報活動の充実

- ◆町広報誌等の発行を通じ、最新の福祉をはじめとする各種情報を提供するとともに、障がいのある人への理解の促進を図るなど、啓発・広報を充実します。
- ◆インターネットは情報の入手手段の重要なツールのひとつであることから、情報提供手段として町ホームページの活用を図ります。
- ◆障がいのある人への理解を深めるため、町内で開催される各種イベント等を通じて啓発事業を推進します。
- ◆各種福祉制度のより一層の周知を図るため、わかりやすい「福祉ガイド」等を作成し、窓口を始め町民の利用する施設等に備えます。
- ◆身体障がい、知的障がい、精神障がい（含む発達障がい）の各障がいについて、町民の一層の理解を深めるため、地域、関係機関や団体と連携した講演会や講座等を開催します。

②障がい者への情報提供の充実

- ◆障がいの種類や程度に応じた資料等の作成を図るなど、障がい者に対する情報提供を積極的に行います。
- ◆町からの一方的な情報提供だけでは、必要な支援はできないため、広く情報の受発信ができる体制を整え、また、情報の質を高めるよう、指導、助言などを行います。

(2)福祉に関する教育・研修の推進

①学校教育における福祉教育の推進

- ◆小・中学校において、子どもの発達段階に応じた計画的、継続的な福祉教育や障がいのある人との交流教育、ボランティア教育の推進を図ります。
- ◆福祉への理解と関心を高めるために、地域や障害者団体・施設などと連携した福祉教育を促進します。
- ◆小学生の親子、中学生の障害者施設での体験など、福祉体験学習の機会の提供に努めます。
- ◆障がいのある子どもとのふれあいの場を増やすため、障がいのある子どもと地域住民との交流事業を促進します。

②公共サービス従事者に対する障がい者理解の促進

- ◆障がいの特性を理解し、障がいのある人に対する適切な対応をより充実するため、職員や民生委員・児童委員等を対象とした障がい者福祉に関する研修会を積極的に実施します。
- ◆職員研修において、福祉に関する研修の場を確保するとともに、福祉担当部門の職員の資質向上を図ります。

(3)ボランティア活動の推進

①ボランティア活動への支援

- ◆社会福祉協議会等の関係機関と連携し、学校教育・社会教育を始め、生涯学習の場においても、町民のボランティア活動等に対する理解を深め、障がい者自身もボランティア活動等に参加できるよう、その活動を支援します。
- ◆社会福祉協議会のボランティアセンターにより、ボランティアに関する相談や情報提供、講座・研修会の開催、町民活動団体への支援等を実施します。
- ◆障がい者の自立支援活動を展開している町内のNPO法人やボランティア団体との協働を進めます。
- ◆各種障がい者団体やボランティア団体などと連携して障がいのある人のニーズの把握に努め、障がい者施策への反映に努めます。

②ボランティアに携わる人材の育成

- ◆地域で活動する人材の発掘・育成に努め、NPO法人やボランティア活動の育成に努めます。
- ◆訪問活動・相談・付き添い・点訳・手話・要約筆記などのボランティア養成講座を充実し、人材の育成を図ります。
- ◆ボランティア活動団体の組織化を推進するとともに、ボランティア・コーディネーターなどの体制の整備を検討するなど、ボランティア活動の活性化に努めます。

3 生活環境

【基本的考え方】

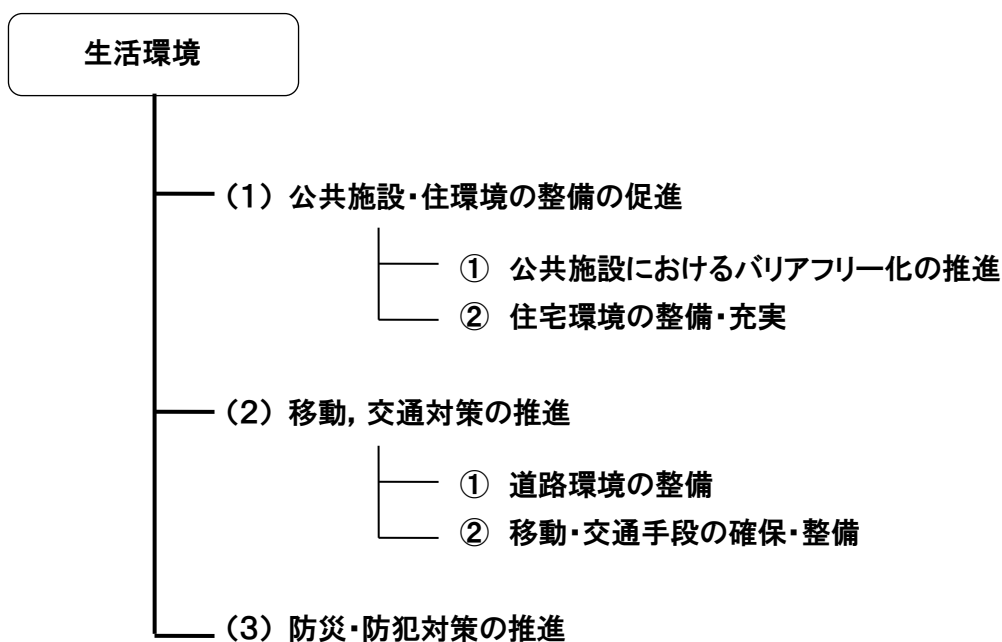
障がい者をはじめとする全ての人々が尊重され生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる安全で快適なまちづくりが求められています。

これまで、公共施設については、バリアフリー化を段階的に進めるとともに、住宅改造費補助事業や日常生活用具給付等事業で障がい者における生活支援に努めてきました。

今後も、全ての人々が、生きがいを持って生活することができるユニバーサルデザインの普及とそれに基づくまちづくりの推進を図るとともに、各補助事業等の周知に努める必要があります。

また、障がい者が犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策を積極的に推進することが求められていることから、防犯・防災などの安全対策の推進を行っていく必要があります。

【計画の体系】



【計画と目標】

(1)公共施設・住環境の整備の促進

①公共施設におけるバリアフリー化の推進

- ◆障がいのある人を含めた多くの人が利用する町の公共施設のバリアフリー化に努めるとともに、新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの考え方に基づく整備を推進します。
- ◆公共施設及び公共公益施設の身障者用トイレやエレベーター，スロープ等の設置・改善を推進するとともに，障がい者用駐車場の確保に努めます。
- ◆公園については，障がいのある人用のトイレ，スロープ，車止めなど，障がいのある人に配慮した付帯施設の整備，改修を推進します。

②住宅環境の整備・充実

- ◆公営住宅の新設・改造にあたっては，バリアフリーの導入により，高齢者や障がい者に配慮した公営住宅の整備を推進していくとともに，障がい者の優先入居措置等を行い，障がい者の住宅確保対策に努めます。
- ◆個人住宅の整備については，生活福祉資金貸付制度の周知・活用を図るとともに，障がい者向け住宅の整備・改造に対する情報提供や援助・助言に努めます。
- ◆住宅の改修に対する理解の促進を図り，障がいのある人に配慮した構造や仕様への改修を促進するとともに，ユニバーサルデザインの考えの普及を図ります。
- ◆障がい者が生活しやすい住まいづくりを支援するため，住宅改造などに関する相談対応に努めます。

(2)移動，交通対策の推進

①道路環境の整備

- ◆歩道と車道の分離，歩行空間の確保，道路拡幅，交差点における歩道と車道の段差解消など，バリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。
- ◆信号機，道路標識，道路表示等の交通安全施設については，障がいのある人の利用の便宜を考慮し，整備を図ります。
- ◆交通安全の普及・啓発活動として，交通安全運動を実施し，交通事故による障がいの発生を抑制に努めます。

②移動・交通手段の確保・整備

- ◆障がいのある人の外出を支援するため，介護給付による行動援護，同行援護及び地域生活支援事業による移動支援事業を実施し，障がいのある人の外出を支援します。
- ◆障がいのある人の移動支援を進めるため，公共交通機関のバリアフリー化に努めます。

(3)防災・防犯対策の推進

- ◆障がいのある人やその家族、入所施設等に対し、普段から防災に関する情報を提供し、災害時の行動規範や防災意識の高揚を図ります。
- ◆防災体制については、水害・土砂災害の発生に備えて、ハザードマップの作成・公表を推進するとともに、警戒避難体制の強化を図ります。
- ◆高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境を確保するため、緊急時に迅速な対応が取れるよう、地域住民による自主防災組織や消防機関等と連携した防災ネットワークを確立します。
- ◆高齢者や障がい者等に十分に配慮した地域防災体制の見直しを図り、関係機関の防災訓練の実施等に努めます。
- ◆民生委員・児童委員や警察等の連携を図ることで、障がい者が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。